

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則の一部改正(平成27年10月21日施行)

～排水の規制基準などを改正しました!～

このたび、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正を行い、トリクロロエチレンの排水の規制基準及び地下水の水質の浄化基準を強化しました。

トリクロロエチレンに係る排水の規制基準の強化

1 改正の背景及び趣旨

平成26年11月17日に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準が改正され、トリクロロエチレンの環境基準値が強化されたことを踏まえ、平成27年9月18日に水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)の排水基準を定める省令が改正され、一律排水基準が「0.3mg/L」から「0.1mg/L」に強化されました。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「県規則」という。)別表第9に定めるトリクロロエチレンに係る規制基準を強化しました。

2 改正の内容

県規則別表第9に定めるトリクロロエチレンに係る許容限度を、「0.3mg/L」から「0.1mg/L」に強化しました。

3 経過措置

平成27年10月21日より前に設置された事業所については、下記の期限までは従前の「0.3mg/L」が適用されます。

既存事業所の種類	適用期限
水濁法施行令別表第3に規定する施設を設置する事業所	平成28年10月20日
上記以外の事業所	平成28年4月20日

トリクロロエチレンに係る地下水の水質の浄化基準の強化

1 改正の背景及び趣旨

平成26年11月17日に地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正され、トリクロロエチレンの環境基準値が強化されたことを踏まえ、平成27年9月18日に水濁法施行規則が改正され、地下水の浄化基準が「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化されました。

この改正を受け、県規則別表第18に定めるトリクロロエチレンに係る地下水の水質の浄化基準を強化しました。

2 改正の内容

県規則別表第18に定めるトリクロロエチレンに係る地下水の水質の浄化基準を、「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化しました。

より詳細な情報について

下記ホームページに、より詳細な情報を掲載していますので、ご参照ください。

< 神奈川県ホームページ >

神奈川県生活環境の保全等に関する条例について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/>

トリクロロエチレンに係る排水基準等の改正について（水濁法改正関連）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41020/p967177.html>

届出・相談等の窓口

ご不明な点については、事業所が所在する市町村ごとに、下記の担当窓口までお問い合わせください。

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話(代表)
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	横須賀市日の出町2-9-1	046-823-0210
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

次の市域については、市が事務を所管しているため、各市の公害担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市